

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（第一条関係）	．．．．．	1
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第二条関係）	．．．．．	57
○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（附則第六条関係）	．．．．．	60
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（附則第七条関係）	．．．．．	61

改正後	改正前
<p>（免許の申請）</p> <p>第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）</p> <p>二 開設を必要とする理由</p> <p>三 通信の相手方及び通信事項</p> <p>四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。）</p> <p>イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置</p> <p>ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p>五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力</p> <p>六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第六条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。））、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 （同上）</p>

以下同じ。)

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第八号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2

(略)

3 船舶局（船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもので以外のものをいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 その船舶に関する次に掲げる事項

イ 所有者

ロ 用途

ハ 総トン数

ニ 航行区域

ホ 主たる停泊港

ヘ 信号符号

ト 旅客船であるときは、旅客定員

チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨

リ 船舶安全法第四条第一項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨

二 第三十五条の規定による措置をとらなければならない船舶局であるときは、そのとることとした措置

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第八号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 (同上)

九 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

2

(同上)

3

(同上)

一 その船舶に関する次に掲げる事項

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ (同上)

ホ (同上)

ヘ (同上)

ト (同上)

チ (同上)

リ (同上)

二 (同上)

<p>4 船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その船舶に関する前項第一号イからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>5 航空機局（航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもので以外のものをいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その航空機に関する次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>一 所有者</p> <p>二 用途</p> <p>三 型式</p> <p>四 航行区域</p> <p>五 定置場</p> <p>六 登録記号</p> <p>七 航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であるときは、その旨</p>	<p>6 航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その航空機に関する前項第一号から第六号までに掲げる事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>7 人工衛星局の免許を受けようとする者は、第一項又は第二項の書類に、これらの規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。</p> <p>8 9 (略)</p> <p>(免許の承継等) 第二十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上</p>
<p>(新設)</p> <p>4 (同上)</p>	<p>5 (同上)</p> <p>6 人工衛星局の免許を受けようとする者は、第一項又は第二項の書類にこれらの規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。</p> <p>7 8 (同上)</p> <p>(免許の承継等) 第二十条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上</p>

基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行おうとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けたとき、又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 (略)

6 第五条及び第七条の規定は、第二項から前項までの許可について準用する。

7 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

8 前項の規定は、航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機について準用する。

9 (略)

10 前各項の規定は、第八条の予備免許を受けた者について準用する。

(検査等事業者の登録)
第二十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第

基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行おうとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けたとき、又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 (同上)

6 第五条及び第七条の規定は、第二項から前項までの許可に準用する。

7 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

8 前項の規定は、航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。

9 (同上)

10 前各項の規定は、第八条の予備免許を受けた者について準用する。

(検査等事業者の登録)
第二十四条の二 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(無線設備の点検を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)(又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正

ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条又は第百

四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う較正であつて、機構又は第百二条の十八

第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの

ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イ

からハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて

行う較正等

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検(点検である部分を除く。)を行うものであること。

5
6 (略)

5
6 (同上)

一 (同上)

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(電波の利用状況の調査等)
第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査(以下この条において「利用状況調査」という。)を行うものとする。

2| (略)

3| 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき、及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

4| 総務大臣は、第二項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

5| (略)

(認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例)
第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。

(登録の基準)

第三十八条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれ

(電波の利用状況の調査等)

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね三年ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査(以下この条において「利用状況調査」という。)を行うものとする。

2| 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間に

おいて、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる

3| (同上)

4| 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

5| 総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

6| (同上)

(認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例)
第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第七項の規定は、適用しない。

(登録の基準)

第三十八条の三 (同上)

にも適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合証明を行うものであること。

二 別表第三の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（技術基準適合証明を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）以内のものに限る。）を使用して技術基準適合証明を行うものであること。

三 登録申請者が、特定無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下この号において「特定製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第七十一条の三の二第四項第四号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第七十一条の三の二第四項第四号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること

一 （同上）

二 別表第三の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して技術基準適合証明を行うものであること。

三 （同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定製造業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第七十一条の三の二第四項第四号イにおいて同じ。）であること。

ロ （同上）

ハ （同上）

2 (略)

(技術基準適合証明の義務等)

第三十八条の八 (略)

2 登録証明機関は、前項の審査を行うときは、別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、同号の総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用し、かつ、別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有する者(以下「証明員」という。)に行わせなければならぬ。

(海岸局等の運用)

第六十三条 海岸局及び海岸地球局(陸上に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により船舶地球局と無線通信を行うものをいう。以下同じ。)は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。

(無線設備等保守規程の認定等)

第七十条の五の二 航空機局等(航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性(無線局の無線設備がその工率設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格(第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。)及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないこと)をいう。次項において同じ。)を確保するための無線設備等の点検そ

2 (同上)

(技術基準適合証明の義務等)

第三十八条の八 (同上)

2 登録証明機関は、前項の審査を行うときは、別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用し、かつ、別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有する者(以下「証明員」という。)に行わせなければならぬ。

(海岸局等の運用)

第六十三条 海岸局及び海岸地球局(電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により船舶地球局と無線通信を行うものをいう。以下同じ。)は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。

(新設)

<p>他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。</p> <p>二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従</p>	<p>（新設）</p>

つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行つていないと認めるとき。

三 認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8 総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務）
第七十一条の二（略）

2 総務大臣は、その公示する無線局（以下「特定公示局」という。）の円滑な開設を図るため、第二十六条の二第二項の評価の結果に基づき周波数割当計画の変更をして、当該周波数割当計画の変更の公示の日から起算して五年（当該周波数割当計画の変更が免許人等に及ぼす経済的な影響を勘案して特に必要があると認められる場合には、十年。以下この項において「基準期間」という。）に満たない範囲内で当該特定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限（以下「旧割当期限」という。）を定め

（新設）

（新設）

（新設）

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務）
第七十一条の二（同上）

2 総務大臣は、その公示する無線局（以下「特定公示局」という。）の円滑な開設を図るため、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画の変更をして、当該周波数割当計画の変更の公示の日から起算して五年（当該周波数割当計画の変更が免許人等に及ぼす経済的な影響を勘案して特に必要があると認められる場合には、十年。以下この項において「基準期間」という。）に満たない範囲内で当該特定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限（以下「旧割当期限」という。）を定め

る場合（前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。）において、予算の範囲内で、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更（登録局にあつては、周波数の変更登録）を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人等に対して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたことにより当該免許人等に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数終了対策業務」という。）を行うことができる。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 (略)

3 総務大臣は、前二項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるとき、その他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。

4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。
- 四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

を定める場合（前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。）において、予算の範囲内で、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更（登録局にあつては、周波数の変更登録）を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人等に対して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたことにより当該免許人等に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数終了対策業務」という。）を行うことができる。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 (同上)

3 総務大臣は、前二項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるとき、その他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。

4 (同上)

- 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号口に適合しなくなつたとき。

5 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その包括免許を取り消すことができる。

一 第二十七条の五第一項第四号の期限（第二十七条の六第一項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。

二 正当な理由がないのに、その包括免許に係る全ての特定無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八第一項の許可を受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行
わせたとき。

四 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二項の規定によ
る禁止に従わないとき。

五 包括免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

6・7 (略)

8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を
除く。）の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項（第
三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該
免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は開設計
画若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波
数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、第二
十六条の二第二項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更し
て特定の無線局区分に割り当てること可能な周波数の一部又は
全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到
来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登
録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使
用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波
を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。

五 (同上)

5 (同上)

一 (同上)

二 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無
線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

6・7 (同上)

8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を
除く。）の規定により免許の取消しをしたとき並びに第六項（第
三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免
許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七
条の十三第一項の開設計画の認定を取り消すことができる。

第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波
数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、第二
十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更し
て特定の無線局区分に割り当てること可能な周波数の一部又は
全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到
来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登
録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使
用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波
を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、同条第二項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

- 一 第四条第一項第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、同条第二項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三

付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八

十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の実施)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに
第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収
等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用
計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同
条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十
六条の二第二項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第
二十七条の十二第一項の開設計針の制定又は変更及び第七十一
条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計
画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し
、第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三
第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第十三項
において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、
指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指
定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項（第七十一
条の三第十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する
場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数
変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正
機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは
第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七
十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無
線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線
設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは
第八項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し、
第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の
指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線
局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三
第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周
波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十
九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規

二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用
計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同
条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十
六条の二第三項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第
二十七条の十二第一項の開設計針の制定又は変更及び第七十一
条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計
画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し
若しくは第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一
条の三第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第
十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習
機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若し
くは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項（第
七十一条の三第十一項及び第二百二条の十八第十三項において準
用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定
周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指
定較正機関の較正員の解任の命令又は第七十六条第四項、第五
項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し
、同項の規定による開設計画の認定の取消し、同条第六項、第
七項若しくは第八項の規定による第二十七条の十八第一項の登
録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減
及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登
録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第
七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更
、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消
し若しくは第七十九条第一項（同条第二項において準用する場
合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無
線従事者証明の取消し

定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四 第四条第一項の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 第三十八条の二第二項の規定による通知（百条第五項において準用する場合を含む。）

2 (略)

(手数料の徴収)

第一百三條 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

四 第四条第一項の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 (同上)

五 (同上)

2 (同上)

(手数料の徴収)

第一百三條 (同上)

一	第六条の規定による免許を申請する者	一	(同上)
二	第十条の規定による検査を受ける者	二	(同上)
三	第十八条の規定による検査を受ける者（第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたた め第十七条第一項の許可を受けた者を除く。）	三	(同上)
四	第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者	四	(同上)
五	第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者	五	(同上)
六	第二十七条の三の規定による免許を申請する者	六	(同上)
七	第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者	七	(同上)
八	第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者	八	(同上)
九	第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者	九	(同上)
十	第三十七条の規定による検定を受ける者	十	(同上)
十一	第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者	十一	(同上)
十二	第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を 求める者	十二	(同上)
十三	第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の 十八第一項の規定による工事設計認証を求める者	十三	(同上)
十四	第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者	十四	(同上)
十五	第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請す る者	十五	(同上)
十六	第三十九条第七項の規定による講習を受ける者	十六	(同上)
十七	第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者	十七	(同上)
十八	第四十一条の規定による免許を申請する者	十八	(同上)
十九	第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明 を申請する者	十九	(同上)
二十	第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受け る者	二十	(同上)
二十一	第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者	二十一	(同上)
二十二	免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者	二十二	(同上)

証明書の再交付を申請する者

二十三 第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者

二十四 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

二十五 前条第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

2・3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を八千七百二十四万六千二百円（

(新設)

二十三 (同上)

二十四 第二百二条の十八第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

2・3 (同上)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を九千九百八十五万九千六百円（

別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの（二、〇二五メガヘルツを超え二、一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超え二、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超え二、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に係る広域専用電波にあつては四千七百六十三万三千八百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百十五万四千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千三百八十二万八千六百円）に乘じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乘じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において

別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの（二、〇二五メガヘルツを超え二、一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超え二、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超え二、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に係る広域専用電波にあつては六千二百六十九万九千九百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百九十九万八千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千九百三十三万三千三百円）に乘じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乘じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項に

「六月経過日」という。)までに当該認定計画に係るいずれの特
定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六
月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許
を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する
。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波

の適正な利用の確保に關し総務大臣が無線局全体の受益を直接の
目的として行う事務の処理に要する費用(同条において「電波利
用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人等、第十二
項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付
すべき金銭をいう。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探查

二 総合無線局管理ファイル(全無線局について第六条第一項及
び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三
項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請
書並びに免許状等に記載しなければならぬ事項その他の無線
局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録する
ファイルをいう。)の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進す
る技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね
五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定
に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に
利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波
数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備
の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関
その他の外国の關係機関との連絡調整、試験並びにその結果の
分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

六 特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定によ
る指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)

において「六月経過日」という。)までに当該認定計画に係るい
ずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者
を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地
局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適
用する。

4 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進す
る技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね
五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定
に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に
利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波
数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備
の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関
その他の外国の關係機関との連絡調整並びに試験及びその結果
の分析

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

<p>七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十二項及び第十三項において同じ。）</p>	<p>七 （同上）</p>
<p>八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付</p>	<p>九 （同上）</p>
<p>九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助</p>	<p>九 （同上）</p>
<p>イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備</p>	<p>九 （同上）</p>
<p>ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備</p>	<p>九 （同上）</p>
<p>十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付</p>	<p>十 （同上）</p>
<p>十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するため行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助</p>	<p>十一 （同上）</p>

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人にあつては四百二十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、百四十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同

十二（同上）

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人にあつては五百十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる

表の下欄に掲げる金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数(特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数)を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算

金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数(特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数)を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四

して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に相当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては四百二十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、百四十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数）が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日

十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に相当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては五百十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数）が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日

以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき百四十円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、百四十円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（百四十円に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に同じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数について

以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき二百円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、二百円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（二百円に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に同じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数について

ての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数)を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月(その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月)までの期間について、百四十円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額(当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

10 9 (略)

免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政

の届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数)を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月(その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月)までの期間について、二百円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額(当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

10 9 (同上)

免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政

償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額(以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。)を加算した金額」と、「四十円とあるのは、「四十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「四十円とあるのは、「四十円とあるのは、「四十円とあるのは、「四十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「四十円とあるのは、「四十円とあるのは、「四十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「四十円」とあるのは「四十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

11 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局(当該特定基地局が包括免許に係るものである場合には、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。)に係る第一項又は第五項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)」に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に依つて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案

る場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に依つて政令で定める金額(以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。)を加算した金額」と、「二百円とあるのは、「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「二百円とあるのは、「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

11 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局(当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。)に係る第一項又は第五項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)」に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に依つて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度

して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従って開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従って開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

12 特定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四条第一項第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。）の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政

を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従って開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従って開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

12 特定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四条第一項第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。）の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令

令で定める無線局の有する機能に依りて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

13 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に依りて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものを控除した数。第二十一項後段において同じ。）を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

14 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第十三項の無線設備の数を予納期間が終了した日（当該表

で定める無線局の有する機能に依りて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

13 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に依りて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものを控除した数。第二十一項後段において同じ。）を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

14 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第十三項の無線設備の数を予納期間が終了した日（当該表

示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止した場合その他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日（の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならぬ）の属する月の翌月において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

22
24 (略)

25 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合には、納付受託者（第二十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

26
32 (略)

33 納付受託者が第三十一項の電波利用料を同項の総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

34
43 (略)

44 総務大臣は、第四十二項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき、その他総務省令で定めるときは、この限りでない。

45
(略)

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の五の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日（の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならぬ）の属する月の翌月において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

22
24 (同上)

25 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者（第二十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

26
32 (同上)

33 納付受託者が第三十一項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

34
43 (同上)

44 総務大臣は、第四十二項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき、その他総務省令で定めるときは、この限りでない。

45
(同上)

第百十一条 (同上)

(新設)

<p>二 第七十三条第一項、第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>三 第七十三条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をした者</p>	<p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p>
<p>第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百十三条 （同上）</p>
<p>一 第二十四条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>一 （同上）</p>
<p>二 第二十六条の二第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>二 第二十六条の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>
<p>三 第二十七条の六第三項（特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>三 （同上）</p>
<p>四 第二十七条の二十三第一項の規定に違反して、第二十七条の十八第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者</p>	<p>四 （同上）</p>
<p>五 第二十七条の三十第一項の規定に違反して、第二十七条の二十九第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者</p>	<p>五 （同上）</p>
<p>六 第二十七条の三十一の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>六 （同上）</p>
<p>七 第二十七条の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>七 （同上）</p>
<p>八 第三十八条の六第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>八 （同上）</p>
<p>九 第三十八条の十二（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p>	<p>九 （同上）</p>
<p>十 第三十八条の十五第一項（第三十八条の二十四第三項及び第</p>	<p>十 （同上）</p>

七十一	七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。以下の号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八條の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	十一	(同上)
十二	第三十八條の十六第一項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者	十二	(同上)
十三	第三十八條の二十第一項(第三十八條の二十九、第三十八條の三十八及び第三十八條の四十八において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	十三	(同上)
十四	第三十八條の二十一第一項(第三十八條の二十九、第三十八條の三十八及び第三十八條の四十八において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者	十四	(同上)
十五	第三十八條の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者	十五	(同上)
十六	第三十八條の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者	十六	(同上)
十七	第三十九條第一項若しくは第二項又は第三十九條の十三の規定に違反した者	十七	(同上)
十八	第三十九條第四項(第七十條の九第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十八	(同上)
十九	第七十一條の三第六項(第七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	十九	(同上)
二十	第七十八條の規定に違反した者	二十	(同上)
	第七十九條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行った者		

二十一	第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九条第一項本文の総務省令で定める船舶局の無線設備の操作を行った者	二十一	(同上)
二十二	第八十二条第一項(第百一条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者	二十二	(同上)
二十三	第百二条の三第一項又は第二項(同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	二十三	(同上)
二十四	第百二条の九の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	二十四	(同上)
二十五	第百二条の十一第四項の規定による命令に違反した者	二十五	(同上)
二十六	第百二条の十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	二十六	(同上)
二十七	第百二条の十五第一項の規定による指示に違反した者	二十七	(同上)
二十八	第百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	二十八	(同上)
第百十六条	次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一 第二十条第九項(同条第十項、第二十七条の十六及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者 二 第二十二条(第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をしない者 三 第二十四条(第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、免許状を返納しない者 四 第二十四条の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 五 第二十四条の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第百十六条	(同上)
		一	第二十条第九項(同条第十項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者
		二	(同上)
		三	(同上)
		四	(同上)
		五	(同上)

六	第二十四条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	六	(同上)
七	第二十四条の十二の規定に違反して、登録証を返納しない者	七	(同上)
八	第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者	八	(同上)
九	第二十七条の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をしない者	九	(同上)
十	第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者	十	(同上)
十一	第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十一	(同上)
十二	第二十七条の二十四第二項(第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者	十二	(同上)
十三	第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者	十三	(同上)
十四	第二十七条の二十八(第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、登録状を返納しない者	十四	(同上)
十五	第二十七条の三十第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十五	(同上)
十六	第三十八条の五第二項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十六	(同上)
十七	第三十八条の六第三項(第三十八条の二十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十七	(同上)
十八	第三十八条の十一第一項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の	十八	(同上)

- 十一 第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者
- 十九 第三十八条の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十二 第七十条の五の二第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十三 第七十条の七第二項（第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十四 第一百条第四項の規定に違反して、届出をしない者
- 二十五 第一百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者
- 二十六 第一百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

（電波利用料の特例）

（略）

16| 15 平成三十二年三月三十一日までの間における前項の規定により読み替えて適用する第一百三条の二第四項の規定の適用については、同項中「十一の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補

「十一の三 地上基幹放送（音声その

- 十九 （同上）
- 二十 （同上）
- 二十一 （同上）
- 二十二 （同上）
- 二十三 （同上）
- 二十四 （同上）
- 二十五 （同上）

附 則

（電波利用料の特例）

15 （新設）
（同上）

助金の交付」とあるのは、

十一の四 電波法及び電気通信事業

イ 基準日において行われている

ロ 基準日の翌日以後にイに掲げ

他の音響のみを送信するものに限る。)を直接受信することが困
法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十七号)附則第
衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行われるもの
る衛星基幹放送と同時に進行される衛星基幹放送であつて、イに掲
難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送
一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日(以下この号において
(実験等無線局を用いて行われるものを除く。)

げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ、電
の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備(当該設
「基準日」という。)において設置されているイに掲げる衛星基
界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの

備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該
幹放送(放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この

設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の
号において同じ。)の受信を目的とする受信設備(基準日におい

の整備のための補助金の交付

て第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器

及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具

に限る。)であつて、ロに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるた

めの空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととな

るものについて、当該技術基準に適合させるために行われる改修

のための補助金の交付その他の必要な援助とする。

別表第六(第百三条の二関係)

一 移動する無線局(三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。)	無線局の区分	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	六百元
		他のもの	その使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	六百元
		使用する電波の周波数の幅が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力	八百元

別表第六(第百三条の二関係)

一 移動する無線局(三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。)	無線局の区分	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	六百元
		他のもの	その使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	六百元
		使用する電波の周波数の幅が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力	八百元

ために陸上に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）

三千メートルを超え六千メートル以下の周波数の電波を使用するもの		電気通信業務の用に供するもの（電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するものを除く。）		その他のもの		することをよ	設置場所が	五千円
が〇・〇一	空中線電力が〇・〇一	が〇・〇一	空中線電力が〇・〇一	が〇・〇一	空中線電力が〇・〇一	が〇・〇一	第四地域の区域内にあるもの	円
ワットを超	空中線電力が〇・〇一	ワットを超	空中線電力が〇・〇一	ワットを超	空中線電力が〇・〇一	ワット以下	のものを	円
七百円	一万二千	七百円	一万二千	七百円	一万二千	円		

ために陸上に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）

三千メートルを超え六千メートル以下の周波数の電波を使用するもの		電気通信業務の用に供するもの（電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するものを除く。）		その他のもの		することをよ	設置場所が	四千二百円
が〇・〇一	空中線電力が〇・〇一	が〇・〇一	空中線電力が〇・〇一	が〇・〇一	空中線電力が〇・〇一	が〇・〇一	第四地域の区域内にあるもの	円
ワットを超	空中線電力が〇・〇一	ワットを超	空中線電力が〇・〇一	ワットを超	空中線電力が〇・〇一	ワット以下	のものを	円
円	一万六百	円	一万六百	円	八千七百	円		

を行う無
線局（五
の項及び
八の項に
掲げる無
線局を除
く。）

数の電
波を使
用する
もの

使用する電波 の周波数の幅 が五十メガへ	使用する電波 の周波数の幅 が三メガヘル ツを超え五十 メガヘルツ以 下のもの				使用する電波 の周波数の幅 が三メガヘル ツを超え五十 メガヘルツ以 下のもの			
	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの
二億四千 二十一万 五千二百	三十万六 千円	百七十六 万二千五 百円	八百七十 九万九千 八百円	千七百五 十九万六 千三百円	八万八千 九百円	二十六万 二百円	百二十八 万八千八 百円	

を行う無
線局（五
の項及び
八の項に
掲げる無
線局を除
く。）

数の電
波を使
用する
もの

使用する電波 の周波数の幅 が五十メガへ	使用する電波 の周波数の幅 が三メガヘル ツを超え五十 メガヘルツ以 下のもの				使用する電波 の周波数の幅 が三メガヘル ツを超え五十 メガヘルツ以 下のもの			
	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第一地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区域内にあ るもの
二億十七 万九千四 百円	四十九万 四千四百 円	百四十八 万八千八 百円	七百三十 三万三千 二百円	千四百六 十六万三 千六百円	七万四千 百円	二十一万 六千九百 円	百七十四 千円	

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの										ルツを超え百メガヘルツ以下のもの					
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	円	一億二千	十萬九千	二百円
八萬八千九百円	千十五萬四千八百円	四萬八千二百円	四萬八千三百七十六円	二億四千七百七十三円	四億八千三百四十七萬二千二百円	八千四百	五百七萬八千	八千	五萬七千	二萬四千	四萬	八千	五萬七千	八千	四萬	八千

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの										ルツを超え百メガヘルツ以下のもの					
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	円	一億九萬	千	四百
七萬四千四百円	千三百四十三萬二千四百円	九萬九千九百円	四萬二千九百九十九円	二億四千四百八十四萬八千円	四億二千八百八十九萬三千五百円	七萬五千二百	六百六十七萬五千	七萬五千	六百六十七萬五千	四萬	二萬二千	四百	六百六十七萬五千	七萬五千	四百	七萬五千

				無線局の免許が市町村(特別区を含む)であるにも限る)		その他のもの	
設置場所が				使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	
設置場所が	第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの
十三万八	円	三千八百	百円	三百七十	五万七千	六百円	七百元

				無線局の免許が市町村(特別区を含む)であるにも限る)		その他のもの	
設置場所が				使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	
設置場所が	第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの
十一万五	円	三千五百	百円	三百十三	万四千四百	円	三百八十

設置場所があるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三百				使用する電波の周波数の幅が三百								
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの					
一億五千	千六百円	三億百七	十六万七	四百十三	万二千円	千七百円	十四万三	千二百二	六千三百	三	百円	八千二百	三十八万	百円

設置場所があるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三百				使用する電波の周波数の幅が三百								
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの					
一億二千	万三千円	二億五千	百四十七	四百	四万三千	三百四十	千二十万	三千百円	六万五千	三百円	五千八十	十一万九	千二百円	一億百七

繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 三百円

ロ 二の項に掲げる無線局 二百円

ハ 三の項に掲げる無線局 七千四百円

ニ 四の項に掲げる無線局 千四百円

ホ 九の項に掲げる無線局 五百円

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び四の項から六

繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 六百円

ロ 二の項に掲げる無線局 五百円

ハ 三の項に掲げる無線局 二万四百円

ニ 四の項に掲げる無線局 三千九百円

ホ 九の項に掲げる無線局 千円

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

の項までに掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七（第百三条の二関係）

区	域	係	数
一	北海道の区域	〇・〇	二八四
二	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇	四七八
三	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四	六二六
四	新潟県及び長野県の区域	〇・〇	二三五
五	富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇	一六〇
六	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一	二〇〇
七	滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一	六四六
八	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇	三九四
九	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇	二〇七
十	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇	六九三

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七（第百三条の二関係）

区	域	係	数
一	北海道の区域	〇・〇	二八八
二	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇	四八五
三	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四	五九〇
四	新潟県及び長野県の区域	〇・〇	二三八
五	富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇	一六一
六	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一	二〇三
七	滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一	六五四
八	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇	三九八
九	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇	二一〇
十	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇	六九七

十一	沖縄県の区域	〇・〇〇七七
十二	一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六二三
十三	五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三七七
十四	一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五	自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二三一三
十六	自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八二三
備考	別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

別表第八（第百三条の二関係）

無線局の区分	金額	
	空中線	無線局の区分
一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘ	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三千三百三十円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千九百八十円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	六百二十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三百七十円
	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	五万四千三百

十一	沖縄県の区域	〇・〇〇七六
十二	一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六〇一
十三	五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三九九
十四	一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五	自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二二九五
十六	自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八二七
備考	別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

別表第八（第百三条の二関係）

無線局の区分	金額	
	空中線	無線局の区分
一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘ	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二千七百八十円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千六百五十円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	五百二十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三百十円
	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	四万五千三百

改正後	改正前
<p>（登録の基準）</p> <p>第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならぬ。</p> <p>一 別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合認定を行うものであること。</p> <p>二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正（以下この号において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）以内のものに限る。）を使用して技術基準適合認定を行うものであること。</p> <p>イ 国立研究開発法人情報通信研究機構（ハにおいて「機構」という。）又は電波法第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正</p> <p>ロ 計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正</p> <p>ハ 外国において行う較正であつて、機構又は電波法第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの</p> <p>ニ イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等</p> <p>三 登録申請者が、端末機器の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下この号において「特定製造業者等」という。）に支配さ</p>	<p>（登録の基準）</p> <p>第八十七条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正（以下この号において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して技術基準適合認定を行うものであること。</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ （同上）</p> <p>ハ （同上）</p> <p>ニ （同上）</p> <p>三 （同上）</p>

れているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2・3 (略)

(審議会等への諮問)

第六十九條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第八十一条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第九十九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第一百条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定製造業者等がその親法人であること。

ロ (同上)

ハ (同上)

2・3 (同上)

(審議会等への諮問)

第六十九條 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三 第一百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十七条の二第二号、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九十条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

三 (同上)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十七条の二第二号、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九十条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

改正後	改正前
<p>（認定） 第九十三条（略） 2～4（略） 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六條第八項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。</p>	<p>（認定） 第九十三条（同上） 2～4（同上） 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六條第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。</p>

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表（第七条関係）

(略)	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	(略)	第十四条第一項（第六条第一項第四号ロの船舶地球局及び航空機地球局、同条第三項の船舶局並びに同条第五項の航空機局の免許状を交付する場合に限る。）	(略)	第四条
-----	---------------------	-----	---	-----	-----

改正前

別表（第七条関係）

(同上)	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	(同上)	第十四条第一項（第六条第一項第四号の船舶地球局及び航空機地球局、同条第三項の船舶局並びに同条第四項の航空機局の免許状を交付する場合に限る。）	(同上)	第四条
------	---------------------	------	--	------	-----